

不用道（水）路敷売払い申請の主な流れ

期間は前後することがありますが、概ね9カ月程度を要します。

順番	手続き内容	対応者	備考	期間 (目安)
1	払下げに伴う事前相談	申請者→道路管理課		↓ 1 カ月
2	払下げ事前申出書提出	申請者→道路管理課		
3	意見書の交付、払下げの可否回答	道路管理課→申請者		↓ 2 カ月
4	現地確定測量、地積測量図等登記関係書類作成	申請者→業者		
5	4 で作成した書類提出	申請者→道路管理課		↓ 2 カ月
6	不用道（水）路敷売払申請書提出	申請者→管財課		
7	普通財産移管手続き依頼	管財課→道路管理課		↓ 2 カ月
8	表示保存・分筆登記	道路管理課→管財課→法務局		
9	不動産鑑定評価依頼	管財課→業者	土地の価格が100万円以上の場合	↓ 2 カ月
10	土地代金等契約事項提示	管財課→申請者		
11	普通財産移管	道路管理課→管財課		↓
12	売買契約締結	管財課→申請者	要印紙	
13	土地代金の納入	申請者	支払い期限 60日以内	↓ 1 カ月
14	所有権移転登記	管財課→法務局	登録免許税は申請者負担	
15	登記完了書受け渡し	管財課→申請者		↓